

**連邦最高裁 Brunetti 事件判決（速報）**  
～不道徳的、中傷的な商標の登録を認める～

2019年6月24日  
JETRO NY 知的財産部  
柳澤、笠原

米国連邦最高裁判所は6月24日、Iancu v. Brunetti 事件について、賛成6反対3で連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の判断を支持し、「不道徳的、中傷的（immoral or scandalous）な商標」の登録を禁じるランハム法第2条(a)は、言論の自由を保障した憲法修正第1条違反であるとし、商標登録禁止は違憲であると判示<sup>1</sup>した。

米国連邦最高裁判所が、2017年6月の Matal v. Tam 事件判決で、「軽蔑的（disparaging）な商標」を登録禁止とすることは違憲であると判示<sup>2</sup>した際には、米国特許商標庁（USPTO）において、同判決を受けた商標審査ガイドライン1-17の公表<sup>3</sup>（商標審査便覧（TMEP）<sup>4</sup>第1203章の拒絶理由から「軽蔑的」要件を除外）が行われた。今回の判決についても、USPTOにおいて、TMEPの改訂（拒絶理由から「不道徳的、中傷的」の要件を除外）などの対応がとられる可能性があると考えられる。

#### 事件の背景

この事件は、衣服関連標章「FUCT」の商標登録出願に関するもので、USPTOは、ランハム法第2条(a)に基づき登録を拒絶した。これに対し出願人である Erik Brunetti 氏は、「不道徳的、中傷的な商標の登録を禁じるランハム法第2条(a)は、言論の自由を保障した憲法修正第1条違反する」としてCAFCに控訴した。

2017年12月、CAFCはUSPTOの判断は違憲であると判断したが、これを不服とするUSPTOは、連邦最高裁判所に裁量上訴（writ of certiorari）を申し立て、2019年1月に当該裁量上訴が受理されていた。

（以上）

<sup>1</sup> [https://www.supremecourt.gov/opinions/18pdf/18-302\\_e29g.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/18pdf/18-302_e29g.pdf)

<sup>2</sup> 2017年6月23日付IPニュース「米国最高裁が中傷的商標の登録を禁止する商標法2条について判断」参照 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/us/2017/20170623.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2017/20170623.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.uspto.gov/trademark/guides-and-manuals/trademark-examination-guides>

<sup>4</sup> <https://tmept.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#/current/TMEP-1200d1e1.html>